

平成 31 年 2 月 28 日

申請者 李 怡修

論文題目 刑事手続における証拠の閲覧・開示と保管——日本・台湾・カリフォルニア州の再審請求段階から考察する

審査員 緑 大輔（主査）、王 雲海、青木孝之

本論文は、再審請求審における請求人の証拠閲覧・開示について、台湾、アメリカ合衆国カリフォルニア州、日本それぞれの通常審における訴訟構造とそれに伴う証拠保管・保存の在り方を分析することによって、再審段階における証拠閲覧・開示の目的と合理的な制度設計の在り方を論じたものである。

本論文は、まず、日本の通常審における公判前整理手続の証拠開示制度の立法過程を確認し、そこには当事者間の争点整理という観点が存在するものの、被告人の権利論としての説明ではなく、再審請求審に適した枠組みになっていないと評価している。その影響もあって、日本の再審請求審における証拠開示は、裁判官の個性とその下での裁量行使に依存しており、証拠保管の位置づけが不明確であるなど不十分な状態にあることを指摘する。次いで、台湾においては国民の知る権利と冤罪からの救済を目的として、公文書閲覧制度の一環として再審請求時の証拠閲覧が実定法上も判例上も進展してきたこと、通常審が職権主義的な構造の下で一件記録送致主義を採用しており、裁判所に当事者の証拠が集中して訴訟記録として扱われ、上記の記録閲覧制度がそのままほぼ全証拠の閲覧を担保することにつながっていること、通常審で証拠を提出する捜査機関に対する証拠保管の規律がDNA型サンプルやその他の証拠の類型について存すること等を指摘する。さらに、人身保護請求が確定判決に対する非常救済手続として活用され、そこでの証拠開示についての立法の進展が著しいカリフォルニア州を取り上げ、通常審で当事者主義を採用している同州では証拠が各当事者に分散して所在しているため、捜査機関および弁護士（通常審の弁護士）における証拠の保管・管理の必要性という問題意識があるとともに、確定訴訟記録以外の証拠についての捜査機関における証拠保管法制が台湾同様にDNA型サンプルおよびその他の証拠について整備されつつあること、証拠開示・保管については冤罪の救済と司法の不正防止が目的として設定されていることなどを明らかにする。これらを踏まえて、日本の再審請求審においても証拠開示制度を設けるべきだとして、具体的な制度の在り方について提言を行っている。

本論文は、刑事手続上の証拠の保管・管理という先行研究が存在しない領域について、日本、台湾とカリフォルニア州の現状を詳細に紹介するとともに、証拠の保管の在り方や非常救済手続における証拠の閲覧・開示の在り方が通常審の訴訟構造と連動していることを、具体的に指摘している。この点において、新規性を有している。また、再審請求審のような非常救済手続における証拠開示が、日本の刑事実務において深刻な問題となっているところを鋭敏に汲み取って分析し、再審段階における証拠開示を正当化する、再審段階の証拠開示の目的に関する議論を比較法を通じて整理し、日本の制度の改善のための視点を提供している点も重要である。再審段階での証拠開示は、訴訟構造に関係なく冤罪の救済等の目的により正当化され、他方で具体的な制度の在り方は通常審の訴訟構造の影響を受けるとの枠組みには説得力があり、かつ、具体的な制度の在り方は比較法的な知見に裏付けられていると評価できる。

他方で、本論文は、訴訟構造との関係や証拠保管の在り方に注力した結果として、国民の知る権利・冤罪の救済・司法の不正防止という各目的が非常救済手続における証拠の閲覧・開示の制度の具体的な在り方にどこまで影響を及ぼすのかが不明確である点、証拠の保管・管理に伴う訴訟関係人のプライバシーの保護の在り方については検討が充分になされていない点、日本の再審請求のすべての事由に対応した議論ではない点などにおいて、いくらか不十分なところがなお残っている。

しかし、先にあげた学術的意義はそれを補って余りあるものであり、上記課題は、先端的な問題ゆえにそもそも海外でも議論の蓄積がなお不十分であるゆえの課題でもある。本論文において不十分な点については、口述試験において、申請者自身、今後さらに研究を深め、解明すべき課題であると自覚していることが確認された。本論文および口述試験において示された研究能力と真摯な研究姿勢をもってすれば、申請者は、今後の研究により、これらの課題を克服していくことが十分に可能だと考える。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者李怡修氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。